

公益社団法人長野県社会福祉士会会員の自主活動支援規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人長野県社会福祉会（以下「本会」という。）会員の多様な福祉課題に対応した自主的な活動を促進するために、本会が支援することについて必要な事項を定めるものである。

(支援の要件)

第2条 支援する対象は、本会の目的に反することがなく、本会委員会及びプロジェクトチームにおいて対応し難い分野の活動であって、次の要件をすべて満たすグループとする。

(1) 本会会員が5人以上かつ半数以上のグループであること

(2) 次の要件を1つ以上満たすこと

ア 会員の資質の向上を図ること

イ 会員の情報交換を促進すること

ウ 福祉課題について調査研究すること

エ その他、福祉の向上の資することが認められること

(支援の内容)

第3条 支援の内容は次のとおりとする。

(1) 本会の所有するオンライン会議システムの使用を許可する。

ただし、使用管理者を定め、使用にあたっては本会の指示に従わなければならない。

(2) 必要に応じて情報を提供する。

(3) 本会の広報活動において活動等を紹介する。

(4) 費用が必要な学習会等は、その目的に応じて本会の各委員会等と共催することができる。

(5) 学習会等費用が必要な場合に、本会が活動費を助成できる。

(6) その他本会が必要と認める支援を行う。

2 前項の第3号から第6号にあっては、本会の事業計画及び予算の範囲内で行うものとし、申請手続きについては、本会が別に定める。

(支援対象の申請及び決定)

第4条 支援を申請する場合は、本会が定める申請書の様式より、本会が必要と認める書類を添えて事務局へ提出しなければならない。

2 支援の可否は、理事会において決定する。

(活動報告等)

第5条 支援対象グループは、原則として3月末までに翌年度の事業計画書を、4月10日までに前年度の活動報告書を事務局へ提出しなければならない。

2 本会が活動費を支出した場合は、対象事業の終了後30日以内に事業報告書と収支決算書を提出しなければならない。

3 前項の事業報告等の手続きについては、本会が別に定める。

4 支援対象グループは、本会へ提言できるものとする、また、理事会の同意を得て行政機関等へ提言できるものとする。

(支援の中止又は取り消し)

第6条 支援対象のグループが、第2条の要件を満たさなくなった場合又は1年以上に渡り活動実績がない場合は、理事会の決定により支援を中止又は取り消すものとする。

(本会の窓口)

第7条 支援対象グループに対する本会窓口担当は、活動に関係がある理事又は第2副会長とする。ただし、支援対象グループの会議等への出席は、要請があり担当が必要と認める場合に限るものとする。

(その他)

第8条 その他この規程の目的を達するために必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、2023年 4月 1日から施行する。

Zoom の使用についての申し合わせ事項

- 1 会議等のオンライン会議システムを使用する場合は、メール又は電話により事務局（事務局長）へ連絡し、使用日時を指定して予約する。
- 2 支援対象グループごとにオンライン会議システム管理者及び副管理者を置く
- 3 ID 及びパスワードは、正副管理者のみに伝える。
- 4 正副管理者は、ID 及びパスワードを他のグループ員に特別な事情がないかぎり伝えてはならない。